

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年３月７日
【計算期間】	第20特定期（自 平成24年６月12日 至 平成24年12月10日）
【ファンド名】	ＪＰＭユーロ公社債ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）
【発行者名】	ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猪股 伸晃
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目７番３号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	内藤 敏信
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目７番３号 東京ビルディング
【電話番号】	03 - 6736 - 2000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

（イ）ファンドの目的

当ファンドは、ユーロ建て債券を実質的な主要投資対象として運用^{*}を行い、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

^{*} 運用は当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有するＪＰＭユーロ公社債マザーファンド（適格機関投資家限定）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象として行います。

「実質的に同一の運用の基本方針」とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一（マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。）のものをいいます。

（ロ）信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

（ハ）基本的性格

一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類^{*1} - 追加型投信 / 海外 / 債券

属性区分^{*2} - 投資対象資産：その他資産（投資信託証券（債券 一般））^{*3}

^{*3} マザーファンドへの投資を通じて、債券に実質的な投資を行いますので、投資対象資産は、その他資産（投資信託証券（債券 一般））と記載しています。また、マザーファンドにおいては、ユーロ建ての国債および社債等に投資するため、（債券 一般）としています。

投資対象資産の詳細については、後記「（二）ファンドの特色」をご参照ください。

決算頻度：年12回（毎月）

投資対象地域：欧州

投資形態：ファミリーファンド

為替ヘッジ^{*4}：なし

^{*4} 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

* 1 商品分類の定義（一般社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの。

* 2 属性区分の定義（一般社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券 一般））： 親投資信託への投資を通じて債券に投資するもののうち、投資対象資産が、公債属性 [*] 、社債属性 [*] 、その他債券属性 [*] にあてはまらない全てのもの。
--------	--

決算頻度	年12回（毎月）： 目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	欧州： 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファミリーファンド： 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
為替ヘッジ	なし： 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

* 「公債属性」…目論見書または信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるもの。

「社債属性」…目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの。

「その他債券属性」…目論見書または信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの。

（注）前記の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）一般社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国 内	株 式
		債 券
追加型	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 （ ） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		あり ()
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		
債券 一般	年 6 回	欧州	ファミリーファンド	
公債	(隔月)	アジア		
社債	年12回	オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ()	(毎月)	中南米		
不動産投信	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、
一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。
H P アドレス : <http://www.toushin.or.jp/>

(二) ファンドの特色

マザーファンドの受益証券を通じ、主にユーロ建ての債券に投資を行います。

ユーロ建ての国債、政府機関債^{*1}、MBS^{*1}（モーゲージ・バック証券）、ABS^{*1}（アセット・バック証券）、社債等に分散投資^{*2}を行います。

* 1 政府機関債：政府機関、政府関連機関または国際機関が発行する債券をいいます。

MBS：主に住宅ローン債権を証券化したものです。

ABS：クレジットカード債権や自動車ローン等の債権を証券化したものです。

* 2 原則として、同一発行体の発行する債券への投資は10%以下とします。ただし、国債、政府機関債、および「社債」とみなされる仕組債^{*3}へは、同一発行体の発行する債券であっても10%を超えて投資を行う場合があります。

* 3 分散された多数の企業の信用リスクを反映する仕組債は「社債」とみなすものとします。

相対的に高格付の債券に投資を行い、信用リスクの抑制を図ります。

- ・ 組入れ債券全体の平均格付はA A - / A a 3 格以上に維持します。
- ・ 投資する債券の格付は、国債・政府機関債・社債に関してはA - / A 3 格以上、MBS・ABSに関してはA A - / A a 3 格以上とします。

格付は、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ^{*1}（S & P 社）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク^{*1}（ムーディーズ社）またはフィッチ・レーティングス^{*1}による格付を基準にします。これらの格付の無い場合は、運用委託先^{*2}が判断する格付を基準とします。

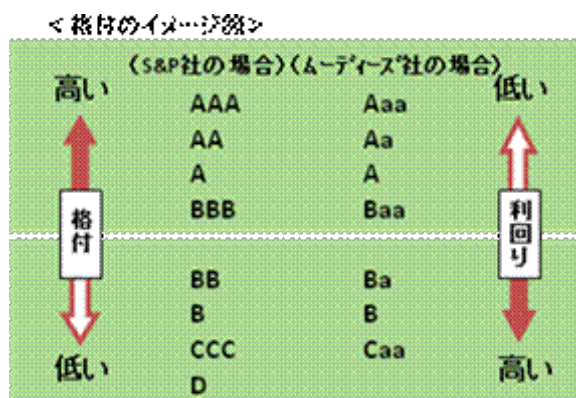
なお、前記格付機関により信用格付が異なる場合は、最も高い格付を採用します。また、保有する有

価証券の信用格付が前記の格付を下回った場合は、当該有価証券を直ちに売却するものとします。

* 1 当該格付機関のグループ会社を含みます。

* 2 後記 をご参照ください。

「格付」とは、債券の元本・利息の支払いの確実性の度合いを一定の指標で表したもので、S & P 社、ムーディーズ社等の格付機関が付与します。



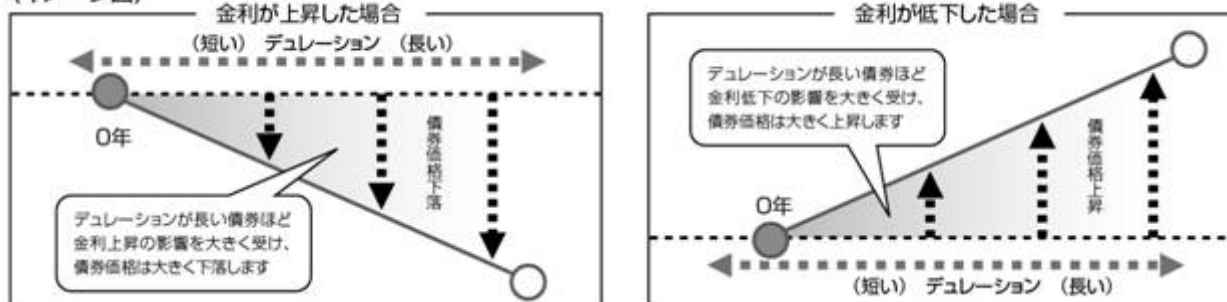
金利変動が及ぼす影響をコントロールし、安定した収益の確保を目指します。

平均デュレーションをベンチマークの±2年の間で調整します。

デュレーションとは：

金利がある一定の割合で変動した場合に、債券の価格がどの程度変化するかを示す指標をいいます。デュレーションは「年」単位で表されますが、この数値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

＜イメージ図＞



毎月10日^{*}の決算時に、債券から支払われる利息等による収益（利息等収益）を中心に分配します。

ただし、必ず分配を行うものではありません。

* 10日が休業日の場合は翌営業日となります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

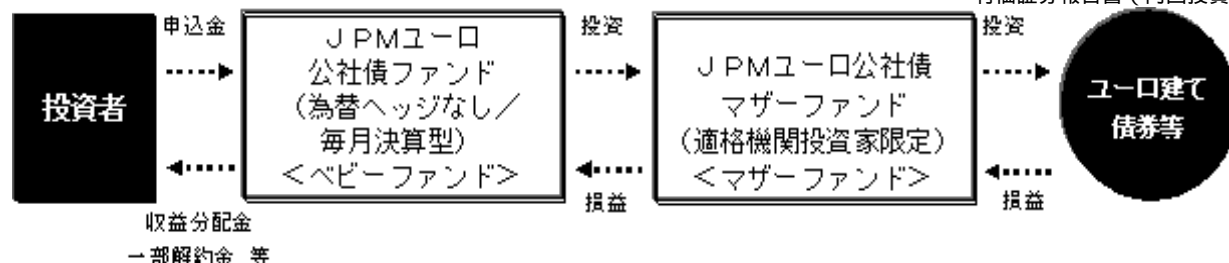
原則として、為替ヘッジは行いません。

ユーロ建ての債券等に投資しますが、マザーファンド、当ファンドとも原則として為替ヘッジを行わないため、ユーロと円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、ユーロが円に対して上昇する（円安となる）場合に投資成果にプラスとなり、一方でユーロが円に対して下落する（円高となる）場合に投資成果にマイナスとなります。

当ファンドの運用はファミリーファンド方式^{*}により、マザーファンドを通じて行います。

* 「ファミリーファンド方式」とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。



当ファンドのベンチマーク^{*1}はシティグループ ユーロB I G債券インデックス（円ベース）^{*2}とします。

当ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。

*1 「ベンチマーク」とは、ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標のことをいいます。

*2 シティグループ ユーロB I G債券インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが発表しており、著作権はシティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属しています。シティグループ ユーロB I G債券インデックス（円ベース）は、同社が発表したシティグループ ユーロB I G債券インデックス（ユーロベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。

マザーファンドの運用の指図に関する権限を、J Pモルガン・アセット・マネジメント（U K）リミテッド（英国法人）に委託します。（以下「運用委託先」という場合があります。）

「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ^{*}のグローバルなネットワークを活用し運用を行います。

* J Pモルガン・アセット・マネジメント（U K）リミテッドおよび委託会社は、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。『「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ』とは、J Pモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にあり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。

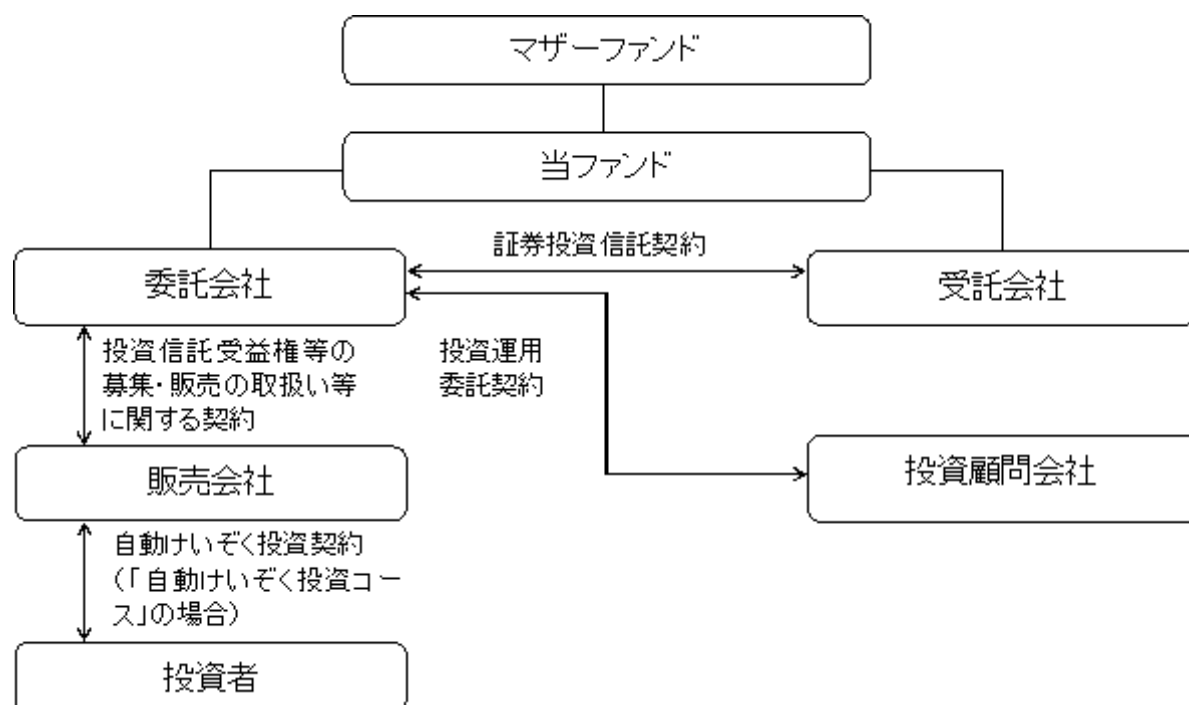
（２）【ファンドの沿革】

平成14年12月10日 当ファンドおよびマザーファンドの信託契約締結、ならびに設定・運用開始

平成18年3月11日 当ファンドおよびマザーファンドの名称変更

(3) 【ファンドの仕組み】

(イ) 仕組み図



(ロ) 当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（受託会社）

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッド（投資顧問会社）

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

（ハ）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成25年 1 月末現在）

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第330号

設立年月日 平成 2 年10月18日

会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成 2 年 ジャーディン・フレミング投信株式会社（委託会社）設立

平成 7 年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年 ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成20年 ＪＰモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

大株主の状況（平成25年 1 月末現在）

名 称	住 所	所有株式数 （株）	比率 （％）
ジェー・ピー・モルガン・ アセット・マネジメント（アジア）インク	米国デラウェア州	56,265	100

２【投資方針】**（１）【投資方針】****（イ）運用方針**

当ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

マザーファンドは、ユーロ建ての国債、政府機関債、ＭＢＳ、ＡＢＳ、社債等を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

（ロ）投資態度**運用プロセス**

マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

運用委託先であるＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドのグローバル債券運用グループ*が、以下のプロセスにしたがい運用を行います。

* 詳しくは、後記「（３）運用体制」をご参照ください。

投資戦略の策定および投資配分比率の決定

経済シナリオを策定し、金利動向、各債券の種類ごとの市場収益等を予想します。それに基づき各債券市場の状況を分析し、国債、政府機関債、ＭＢＳ、ＡＢＳ、社債等への投資配分比率とデュレーション戦略を決定します。

個別銘柄の分析および銘柄選択

政府機関債、ＭＢＳ、ＡＢＳ、社債等については、個別銘柄（債券）の発行体の信用力とその銘柄が割安か割高かを分析します。また、国債については、各国の金利見通しおよび信用力を勘案し、前記 で決定したデュレーション戦略に基づいて銘柄選択を行います。

これらの分析等をもとに各個別銘柄（債券）の組入れ優先順位と売買価格水準を決定します。

ポートフォリオの構築

前記 で決定した投資配分とデュレーション戦略に沿うように、前記 で決定した個別銘柄（債券）の

組入れ優先順位および売買価格水準に基づき、組入れ債券全体の平均格付も勘案しポートフォリオを構築します。

為替ヘッジについて

当ファンドおよびマザーファンドに対する為替ヘッジは、原則として行いません。

（２）【投資対象】

（イ）当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（ＪＰＭユーロ公社債ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）約款（以下「信託約款」といいます。））

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、次に掲げるものに限りません。）にかかる権利

（１）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法施行前の旧証券取引法（以下「旧証取法」といいます。）第２条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（２）有価証券オプション取引（旧証取法第２条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（３）外国市場証券先物取引（旧証取法第２条第23項に定める外国市場証券先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（４）有価証券店頭指数等先渡取引（旧証取法第２条第25項に定める有価証券店頭指数等先渡取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（５）有価証券店頭オプション取引（旧証取法第２条第26項に定める有価証券店頭オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（６）有価証券店頭指数等スワップ取引（旧証取法第２条第27項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（７）金融先物取引（金融商品取引法施行前の旧金融先物取引法第２条第１項に定める金融先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（８）金融デリバティブ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第14号に定める金融デリバティブ取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（９）外国金融商品市場（金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）において行われる有価証券先物取引（旧証取法第２条第20項に定める有価証券先物取引をいいます。以下同じ。）と類似の取引にかかる権利

ハ．約束手形（イに掲げるものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ、ロ、ハに掲げるものを除きます。）

２．為替手形

（ロ）委託会社は、信託金を、前記（イ）の資産のうち主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（ロ）において同じ。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。以下同じ。）

６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。以下同じ。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定め

るものをいいます。以下同じ。）

- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1から11までの証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- 14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。以下同じ。）
- 17．預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。以下同じ。）
- 20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21．外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

（ハ）委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

（ニ）前記（ロ）の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記（ハ）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

（参考）マザーファンドの投資対象

（イ）マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（JPMユーロ公社債マザーファンド（適格機関投資家限定）約款（以下「マザーファンド信託約款」といいます。））

- 1．次に掲げる特定資産
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、次に掲げるものに限ります。）にかかる権利

- （１）有価証券指数等先物取引にかかる権利
- （２）有価証券オプション取引にかかる権利
- （３）外国市場証券先物取引にかかる権利
- （４）有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利
- （５）有価証券店頭オプション取引にかかる権利
- （６）有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利
- （７）金融先物取引にかかる権利
- （８）金融デリバティブ取引にかかる権利
- （９）外国金融商品市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利

ハ．金銭債権（イ、ロ、ニに掲げるものを除きます。）

ニ．約束手形（イに掲げるものを除きます。）

２．為替手形

（ロ）委託会社（運用委託先を含みます。）は、信託金を、前記（イ）の資産のうち主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（ロ）において同じ。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券
- ６．特定目的会社に係る特定社債券
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券
- ９．特定目的会社に係る優先出資証券
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１から１１までの証券または証書の性質を有するもの
- １３．投資信託または外国投資信託の受益証券
- １４．投資証券または外国投資証券
- １５．外国貸付債権信託受益証券
- １６．オプションを表示する証券または証書
- １７．預託証券
- １８．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- １９．指定金銭信託の受益証券
- ２０．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第１４号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ２１．外国の者に対する権利で２０の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書ならびに１２および１７の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券ならびに１２および１７の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、１３および１４の証券を以下「投資信託証券」といいます。

（ハ）委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第１４号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

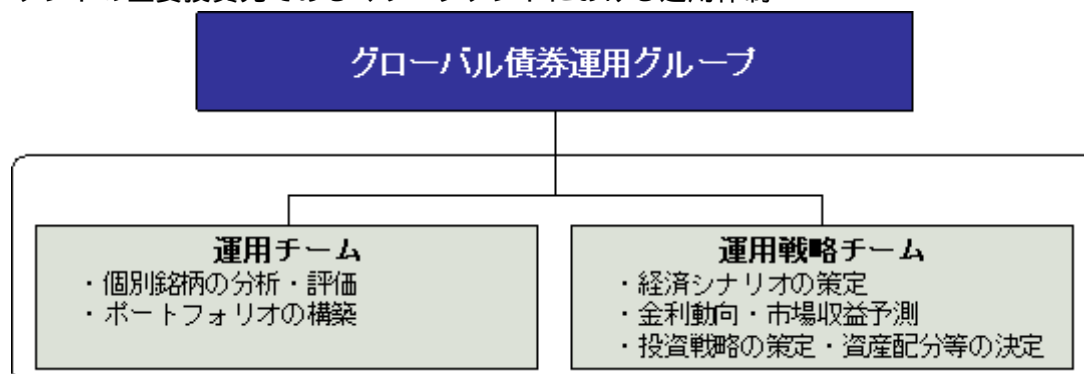
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で５の権利の性質を有するもの

（二）前記（ロ）の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記（ハ）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

・当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制



「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループ内で組織されるグローバル債券運用グループ（約230名）に所属する、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドのポートフォリオ・マネジャーが運用を担当し、実際の投資判断を行います。グローバル債券運用グループは、運用チームと運用戦略チームで構成されます。

運用戦略チームは、経済シナリオの策定や金利動向・市場収益の予測をし、投資戦略を策定し、資産配分比率およびデュレーション戦略を決定します。

運用チームのポートフォリオ・マネジャーは、個別銘柄（債券）の分析および価格評価を行い、組入銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。

運用部門から独立したＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドの内部管理部門等においては、マザーファンドの運用成果やリスク水準の妥当性、有価証券の取引の適正性および投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェックを行います。

（注１）ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドは、「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。そのため、運用体制については、「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドを含めた「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループのものを記載しています。

（注２）前記の運用体制、組織名称等は、平成24年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

・委託会社による、運用委託先および受託会社に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程を定め、その規程にしたがい、運用商品管理部門が運用体制の状況や運用の基本方針に沿った運用業務の遂行の確認等を行うことにより管理しています。

また、受託会社の管理については、委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しています。さらに、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しています。

（４）【分配方針】

毎計算期間終了時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

なお、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲

繰越分を含めた利息等収益（配当等収益という場合があります。）および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（詳細については、信託約款第46条第１項をご参照ください。）

なお、分配対象額の範囲には分配準備積立金および収益調整金が含まれます。

収益分配金の分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し、原則として、繰越分を含めた利息等収益から分配金額を決定します。ただし繰越分を含めた売買益（評価益を含みます。）等から分配を行うこともあります。また、必ず分配を行うものではありません。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

< 参考 >

収益分配金の支払いについて

収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として計算期間終了日から起算して５営業日目までに支払いを開始します。

受益者が、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票（当ファンドが振替受益権化される以前に発行されたもの）を保有している場合には、その収益分配金交付票と引換えに当該収益分配金を受益者に支払います。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

「収益分配金に関する留意事項」

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



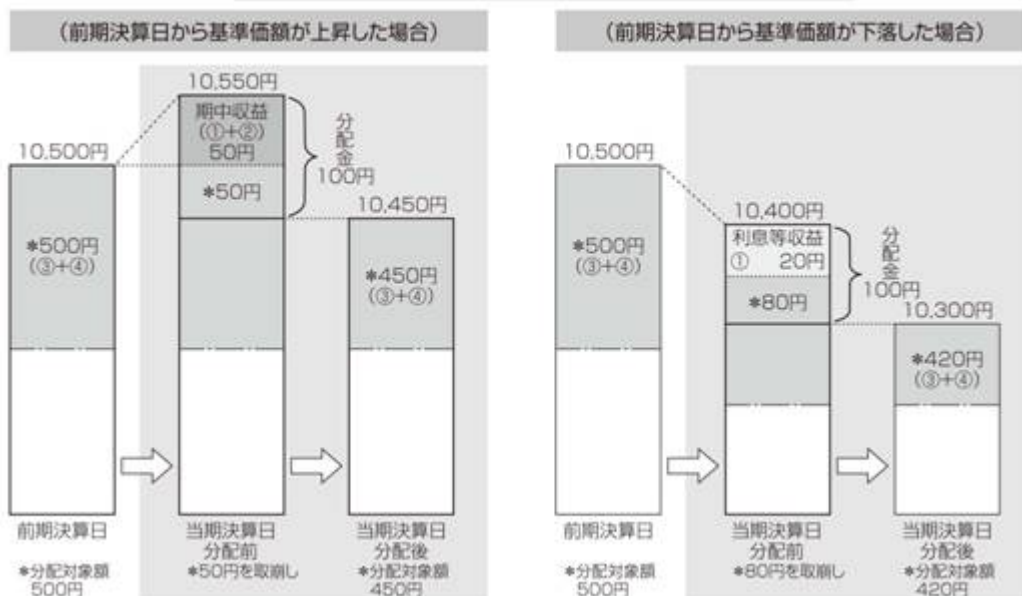
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費^{*1}控除後の利息等収益および評価益を含む売買益^{*2}）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

* 1 後記「４手数料等及び税金（３）信託報酬等および（４）その他の手数料等」をご参照ください。

* 2 信託約款第46条第１項第２号をご参照ください。

(決算期中に発生した収益を超過して支払われる場合)



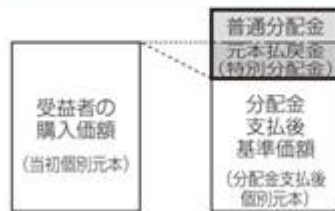
(注) 分配対象額は、経費控除後の利息等収益および経費控除後の評価益を含む売買益ならびに 分配準備積立金および収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

前記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

前記はイメージであり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

（５）【投資制限】

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限

- 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額（信託約款第9条第2項に規定するものをいいます。以下 および において同じ。）の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 前記Aにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第9条に規定するものをいいます。以下 および において同じ。）に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

外貨建有価証券への投資制限

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）への投資割合は、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

投資する株式等の範囲

- 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

投資信託証券への投資制限

- 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の

合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- B 前記Aにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

デリバティブ取引（以下の から までの取引をいいます。）の利用目的

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するためおよび信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するためおよび信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびにその価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「旧投信法施行規則」といいます。）第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。
- B スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- C スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- D 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびにその価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引（旧投信法施行規則第4条第1号および第2号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。
- B 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- C 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- D 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1および2の範囲内で貸付ける指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

B 前記A 1 および2 に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、の規定による一部解約金および有価証券等の売却の代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

資金の借入れ

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

B 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託約款第22条第2項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

C 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

D 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

A 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

C 前記A およびB の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（参考）マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社（運用委託先を含みます。）によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第9条に規定するものをいいます。以下において同じ。）の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建有価証券への投資制限

外貨建資産への投資は、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

投資する株式等の範囲

- A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

デリバティブ取引（以下の から までの取引等をいいます。）の利用目的

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するためおよび信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するためおよび信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびにその価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- B スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンド信託約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- C スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- D 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびにその価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- B 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、マザーファンド信託約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- C 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- D 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1および2の範囲内で貸付ける指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利子等、株式の配当金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

受託会社による資金の立替え

- A 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

- (ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。(マザーファンドにも同様の投資制限があります。)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。)を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンドの受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスク

および留意点に関する説明は特に記載のない限り、マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。

なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したものではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

マザーファンドは、主にユーロ建ての債券を投資対象としますので、組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。当ファンドは預貯金と異なります。

為替変動リスク

マザーファンドは、主としてユーロ建ての債券に投資しますが、マザーファンド、当ファンドとも、為替ヘッジを原則として行いません。このため、為替相場の変動によりマザーファンドの信託財産の価値および当ファンドの基準価額が変動します。

金利変動リスク

金利の変動が債券の価格に影響を及ぼします。一般に、金利が上昇した場合には、債券価格が下落します。金利変動による債券の値動きの幅は、債券の残存期間、発行体、種類等に左右されます。

信用リスク

債券の発行体の財務状況の悪化や倒産、所在する国家の政情不安等により、元本・利息の支払いが遅れたり、元本・利息が支払えない状態になった場合、またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が変動・下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。また、格付機関は、債券の発行体の信用力に変化があったと判断した場合、格付を変更することがあり、これによって当該債券の価格は変動・下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。

MBSおよびABSのリスク

MBSおよびABSは金利情勢等により予想よりも早く、または遅く元本の一部または全部が償還される場合があります。この場合、当該証券の購入時よりも予定利回りが低くなる場合があります。加えて、MBSおよびABSは金利変化に対する価格変動の割合が高いものもあるため、マザーファンドの信託財産の価値は当該証券を保有していない場合と比べてより大きく変動する可能性があります。

流動性リスク

急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合には、注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なることとなる状況に陥る可能性が高まります。この場合には、マザーファンドが保有する債券の価格の下落により、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。

仕組債のリスク

マザーファンドで投資する仕組債は、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いて、仕組債の発行体以外の発行体が発行した債券にかかる信用リスク、為替リスク、金利リスク等を当該債券に付与させたものです。マザーファンドが仕組債に投資した場合は、これらのリスクに加えて、当該債券の発行体自体の信用リスクも生じます。

デリバティブ商品のリスク

マザーファンドは、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。ヘッジ目的でデリバティブ商品を利用した場合でも、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失を生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生しマザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリ

バティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

投資方針の変更について

経済情勢や投資環境の変化、または投資効率の観点等から、投資対象または投資手法の変更を行う場合があります。また、ベンチマークを変更することもあります。さらに運用委託先を変更する場合があります。

解約・追加による資金流出入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有有価証券を大量に売却することがあります。その際にマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性等の観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、マザーファンドを投資対象とする他の投資信託が設定されている場合には、当該投資信託の解約・追加により生じる同様の資金流出入に伴うリスクがあります。

繰上げ償還等について

当ファンドは、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上げ償還することがあります。

また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

予測不可能な事態が起きた場合等について

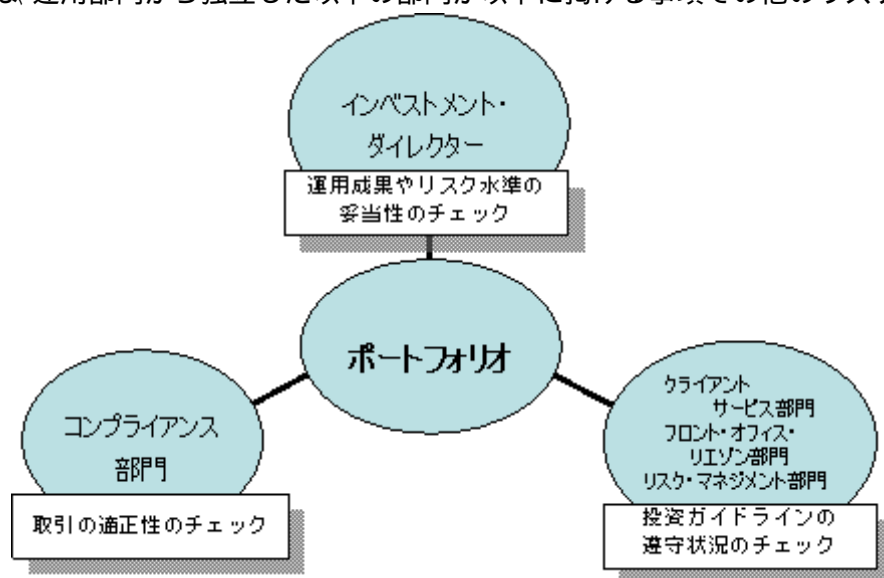
その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたとき等、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドの受益権およびマザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドおよびマザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

さらに、当ファンドおよびマザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

（２）投資リスクに関する管理体制

以下は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、J P モルガン・アセット・マネジメント（U K ）リミテッドにおけるものです。

同社では、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。



（平成24年12月末現在）

- インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果がマザーファンドの目標とする数値に適合しているか、マザーファンドが取ったリスクは運用成果の目標に達するために必要な水準であるか、また、マザーファンドの投資目標にしたがっているかをチェックするため、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーと四半期毎にミーティングを実施します。
- コンプライアンス部門は、取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引が適正であるかのチェックを行います。
- 投資ガイドライン^{*}違反を未然防止するためのモニター・システムをポートフォリオ・マネジャーは活用しています。このシステムは潜在的投資ガイドライン違反を発見した場合、ポートフォリオ・マネジャーに対し警告を発します。ポートフォリオ・マネジャーは警告を無効とするためには、警告がなぜ無効となるのか理由を入力しなければなりません。この入力された理由はレポートにまとめられ、クライアントサービス部門、フロント・オフィス・リエゾン部門およびリスク・マネジメント部門によりモニターされ、無効の理由が妥当なものであるかどうかを検証されます。

^{*} 「投資ガイドライン」とは、マザーファンドの投資方針、投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインです。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、2.1%（税抜2.0%）が上限となっています。

申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の換金時に、換金手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.1025%（税抜1.05%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、収受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.525% （税抜0.50%）	年率0.525% （税抜0.50%）	年率0.0525% （税抜0.05%）

委託会社の受ける報酬には、運用委託先への報酬（信託財産の純資産総額に対し年率0.25%）が含まれています。

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

１．以下の費用等を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）ならびに外国為替取引にかかる費用が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

外貨建資産の保管費用が実費でかかります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

仕組債に投資する場合、その発行体が発行に関連する費用を発行価格に転嫁している場合があります。この場合、当ファンドは間接的に当該費用を負担することとなります。

投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。

（a）運用報酬

（b）運用に付随して発生する費用

（c）法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

投資信託証券の銘柄によってはこれら以外の費用がかかる場合があります。

マザーファンドにおいても、前記 から までの費用等を負担します。

前記 から までの費用等は、当ファンドおよびマザーファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、事前に確定しておらず、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用等の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載していません。さらに、これらの費用等の合計額は、受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。当該費用等は、認識された時点で、当ファンドおよびマザーファンドの計理基準にしたがい信託財産に計上されます。当該費用等は、当

ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

2. 監査費用を信託財産で負担します。

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に、信託財産中から受けるものとします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

（5）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成25年1月末現在成立しているものです。

個別元本について

追加型の株式投資信託^{*}については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

^{*} 「株式投資信託」とは、信託約款上において株式の組入れが可能な投資信託をいいます。当ファンドは、主にユーロ建ての債券に投資するマザーファンドを主要投資対象としますが、信託約款上は株式の組入れが可能なため、課税上は株式投資信託の扱いとなります。（以下同じ。）

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

収益分配金の課税について

追加型の株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱いについて

（a）個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）^{*}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もし

くは総合課税のいずれかを選択することもできます。

* 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

（ロ）一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（ハ）損益通算についてをご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）^{*2}の税率で源泉徴収されます。

*1 「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額をいいます。

*2 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

（ハ）損益通算について

公募株式投資信託^{*1}（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等^{*2}の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

*1 「公募株式投資信託」とは、不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において株式の組入れが可能である投資信託をいいます。

*2 「上場株式等」とは、上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは、税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

（b）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）^{*}の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。益金不算入制度は適用されません。

* 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となる予定です。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（平成25年1月10日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	208,799,413	100.30
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	621,750	0.30
合計(純資産総額)		208,177,663	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「JPMユーロ公社債マザーファンド（適格機関投資家限定）」です（以下同じ）。

（参考）ＪＰＭユーロ公社債マザーファンド（適格機関投資家限定）

（平成25年１月10日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
国債証券	ドイツ	36,793,537	4.61
	イタリア	86,962,745	10.90
	フランス	41,805,843	5.23
	イギリス	9,926,512	1.24
	オランダ	13,354,654	1.67
	ベルギー	8,343,104	1.04
	オーストリア	13,289,844	1.66
	小計	210,476,239	26.35
特殊債券	アメリカ	23,996,207	3.00
	ドイツ	21,428,952	2.68
	フランス	6,788,871	0.85
	イギリス	11,713,284	1.47
	国際機関	38,265,355	4.80
	小計	102,192,669	12.80
社債券	アメリカ	48,756,381	6.10
	ドイツ	67,652,068	8.47
	フランス	38,329,917	4.80
	イギリス	231,664,301	29.01
	オランダ	8,543,130	1.07
	スペイン	58,614,185	7.34
	小計	453,559,982	56.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	32,462,526	4.06
合計(純資産総額)		798,691,416	100.00

（注１）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しております。
 具体的な投資対象については、「第１ファンドの状況 １ ファンドの性格（１）ファンドの目的及び基本的性格
 （二）ファンドの特色」をご参照ください。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成25年１月10日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ＪＰＭユーロ公社債マザーファンド（適格機関投資家限定）	148,400,436	1.3007	193,028,286	1.4070	208,799,413	100.30

（参考）ＪＰＭユーロ公社債マザーファンド（適格機関投資家限定）

（平成25年１月10日現在）

順位	国／地域	投資国	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	スペイン	スペイン	社債 券	BANCO SANTANDER 3.125%	300,000	11,639.62	34,918,881	11,705.80	35,117,411	3.125	2015/1/28	4.40
2	イタリア	イタリア	国債 証券	ITALY BTP 4% SEP20	283,000	11,535.47	32,645,382	11,752.99	33,260,963	4	2020/9/1	4.16
3	イタリア	イタリア	国債 証券	ITALY BTP 4.25% MAR20	255,000	11,750.68	29,964,256	11,946.34	30,463,172	4.25	2020/3/1	3.81
4	ドイツ	ドイツ	国債 証券	GERMANY BUND 3.25% JUL42	187,037	14,149.16	26,464,172	13,825.76	25,859,288	3.25	2042/7/4	3.24
5	アメリカ	アメリカ	特殊 債券	SLMA FLT 33 REGS	232,999.39	10,131.37	23,606,036	10,298.82	23,996,207	0.733	2033/12/15	3.00
6	スペイン	スペイン	社債 券	BBVA 3.5%	200,000	11,720.76	23,441,531	11,748.38	23,496,774	3.5	2015/2/25	2.94
7	イタリア	イタリア	国債 証券	ITALY BTP 4% FEB37	228,000	9,778.04	22,293,945	10,192.37	23,238,604	4	2037/2/1	2.91
8	国際機関	国際機関	特殊 債券	EIB 4.25% EMTN	160,000	13,725.63	21,961,013	13,627.80	21,804,491	4.25	2019/4/15	2.73
9	フランス	フランス	国債 証券	FRANCE OAT 5.75% OCT32	131,000	16,719.12	21,902,052	16,438.30	21,534,179	5.75	2032/10/25	2.70
10	フランス	フランス	国債 証券	FRANCE OAT 4% APR60	152,500	13,567.96	20,691,139	13,292.89	20,271,664	4	2060/4/25	2.54
11	イギリス	イギリス	社債 券	LLOYDS TSB BK 3.375%	150,000	12,262.83	18,394,259	12,212.19	18,318,299	3.375	2015/3/17	2.29
12	アメリカ	アメリカ	社債 券	GE CAPITAL 3.75% EMTN	135,000	12,520.64	16,902,865	12,441.22	16,795,659	3.75	2016/4/4	2.10
13	国際機関	国際機関	特殊 債券	EIB 3.5% EMTN	130,000	12,735.85	16,556,617	12,662.20	16,460,862	3.5	2016/4/15	2.06
14	ドイツ	ドイツ	特殊 債券	KFW 3.875%	100,000	13,557.02	13,557,026	13,444.23	13,444,238	3.875	2019/1/21	1.68
15	ドイツ	ドイツ	社債 券	E.ON 5.5% EMTN	100,000	13,114.50	13,114,505	13,016.67	13,016,679	5.5	2016/1/19	1.63
16	イギリス	イギリス	社債 券	RBS 4.75% EMTN	100,000	12,806.17	12,806,179	12,809.97	12,809,977	4.75	2016/5/18	1.60
17	イギリス	イギリス	社債 券	ABBEY NATL 3.625% EMTN	100,000	12,833.11	12,833,110	12,772.22	12,772,227	3.625	2017/10/5	1.60
18	イギリス	ノル ウェー	社債 券	DNB 2.5% EMTN	102,000	12,320.38	12,566,792	12,261.68	12,506,922	2.5	2016/10/18	1.57
19	イギリス	オースト リア	社債 券	CBA 2.625% EMTN	100,000	12,400.94	12,400,947	12,353.76	12,353,760	2.625	2017/1/12	1.55
20	イギリス	オースト リア	社債 券	NAB 2.625%	100,000	12,395.19	12,395,193	12,349.15	12,349,157	2.625	2017/1/13	1.55
21	イギリス	ノル ウェー	社債 券	SPAREBANKEN 3.125% EMTN	100,000	12,403.24	12,403,249	12,343.40	12,343,402	3.125	2016/2/8	1.55
22	イギリス	ノル ウェー	社債 券	SPAREBANK 1 2.375% EMTN	100,000	12,263.99	12,263,990	12,208.74	12,208,747	2.375	2016/11/22	1.53
23	イギリス	イギリス	社債 券	BARCLAYS BK 2.25% EMTN	100,000	12,226.01	12,226,010	12,163.63	12,163,631	2.25	2017/2/22	1.52
24	イギリス	イギリス	社債 券	ABBEY NATL 3.375% JUN15	100,000	12,211.04	12,211,049	12,159.25	12,159,258	3.375	2015/6/8	1.52
25	フランス	フランス	社債 券	HSBC FRANCE 4.875% EMTN	100,000	12,053.83	12,053,836	12,008.72	12,008,720	4.875	2014/1/15	1.50
26	イギリス	フィンラ ンド	社債 券	OP MORTGAGE BK1.625%EMTN	100,000	11,950.02	11,950,024	11,897.54	11,897,543	1.625	2017/5/23	1.49
27	ドイツ	ドイツ	社債 券	VOLKSWAGEN 2.25% EMTN	100,000	11,807.08	11,807,083	11,803.63	11,803,630	2.25	2014/11/10	1.48
28	ドイツ	アメリカ	社債 券	CATERPILLAR 1.375% EMTN	100,000	11,686.23	11,686,238	11,639.05	11,639,051	1.375	2015/5/18	1.46
29	ドイツ	ドイツ	社債 券	HYPO BK FRANK 2.75% EMTN	96,000	11,915.26	11,438,656	11,880.74	11,405,511	2.75	2014/5/26	1.43
30	イギリス	イギリス	社債 券	RBS 4% EMTN	90,000	12,740.46	11,466,416	12,672.55	11,405,303	4	2016/3/15	1.43

（注）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しております。なお、「投資国」は、「第１ファンドの状況 １ ファンドの性格（１）ファンドの目的及び基本的性格（二）ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別投資比率

（平成25年１月10日現在）

種類	投資比率（％）
----	---------

親投資信託受益証券	100.30
-----------	--------

（参考）ＪＰＭユーロ公社債マザーファンド（適格機関投資家限定）

（平成25年１月10日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	26.35
特殊債券	12.80
社債券	56.79

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年１月10日および同日前１年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	１口当たり 純資産額 （円） （分配落）	１口当たり 純資産額 （円） （分配付）
第１特定期間末	(平成15年６月10日)	1,246	1,249	1.1494	1.1524
第２特定期間末	(平成15年12月10日)	1,996	2,002	1.0540	1.0575
第３特定期間末	(平成16年６月10日)	1,783	1,788	1.0634	1.0669
第４特定期間末	(平成16年12月10日)	1,548	1,554	1.1436	1.1476
第５特定期間末	(平成17年６月10日)	1,760	1,766	1.0972	1.1012
第６特定期間末	(平成17年12月12日)	2,267	2,275	1.1512	1.1552
第７特定期間末	(平成18年６月12日)	2,209	2,218	1.1168	1.1213
第８特定期間末	(平成18年12月11日)	1,834	1,841	1.1875	1.1920
第９特定期間末	(平成19年６月11日)	1,638	1,644	1.1914	1.1959
第10特定期間末	(平成19年12月10日)	1,533	1,539	1.1966	1.2011
第11特定期間末	(平成20年６月10日)	1,386	1,391	1.1724	1.1769
第12特定期間末	(平成20年12月10日)	877	882	0.8439	0.8484
第13特定期間末	(平成21年６月10日)	904	908	0.9319	0.9364
第14特定期間末	(平成21年12月10日)	798	801	0.9083	0.9128
第15特定期間末	(平成22年６月10日)	605	609	0.7503	0.7548
第16特定期間末	(平成22年12月10日)	516	519	0.7296	0.7341
第17特定期間末	(平成23年６月10日)	496	499	0.7447	0.7492
第18特定期間末	(平成23年12月12日)	374	377	0.6417	0.6462
第19特定期間末	(平成24年６月11日)	245	247	0.6337	0.6382
第20特定期間末	(平成24年12月10日)	198	198	0.6796	0.6811
	平成24年１月末日	344	-	0.6365	-
	平成24年２月末日	359	-	0.6933	-
	平成24年３月末日	291	-	0.6989	-
	平成24年４月末日	273	-	0.6778	-
	平成24年５月末日	239	-	0.6182	-
	平成24年６月末日	233	-	0.6165	-
	平成24年７月末日	226	-	0.6059	-
	平成24年８月末日	219	-	0.6238	-
	平成24年９月末日	220	-	0.6349	-
	平成24年10月末日	216	-	0.6539	-
	平成24年11月末日	198	-	0.6786	-
	平成24年12月末日	208	-	0.7331	-
	平成25年１月10日	208	208	0.7329	0.7344

（注）純資産総額（分配付）および１口当たり純資産額（分配付）は特定期間末日のものです。なお、平成25年１月10日の純資産総額（分配付）および１口当たり純資産額（分配付）は第121期計算期間末日のものです。

【分配の推移】

期	１口当たり分配金（円）
第１特定期間	0.0150
第２特定期間	0.0210
第３特定期間	0.0210
第４特定期間	0.0240
第５特定期間	0.0240
第６特定期間	0.0240
第７特定期間	0.0255
第８特定期間	0.0270
第９特定期間	0.0270
第10特定期間	0.0270
第11特定期間	0.0270
第12特定期間	0.0270
第13特定期間	0.0270
第14特定期間	0.0270
第15特定期間	0.0270
第16特定期間	0.0270
第17特定期間	0.0270
第18特定期間	0.0270
第19特定期間	0.0270
第20特定期間	0.0210

【収益率の推移】

期	収益率（％）
第１特定期間	16.4
第２特定期間	6.5
第３特定期間	2.9
第４特定期間	9.8
第５特定期間	2.0
第６特定期間	7.1
第７特定期間	0.8
第８特定期間	8.7
第９特定期間	2.6
第10特定期間	2.7
第11特定期間	0.2
第12特定期間	25.7
第13特定期間	13.6

第14特定期間	0.4
第15特定期間	14.4
第16特定期間	0.8
第17特定期間	5.8
第18特定期間	10.2
第19特定期間	3.0
第20特定期間	10.6

（注）収益率とは特定期間末の基準価額（分配落）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）（以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算して得た額を前特定期間末基準価額で除したものです。

(４) 【設定及び解約の実績】

下記特定期間中の設定および解約の実績ならびに当該特定期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
第１特定期間	1,822,060,307	737,965,786	1,084,094,521
第２特定期間	1,014,459,195	204,823,719	1,893,729,997
第３特定期間	658,321,313	875,183,599	1,676,867,711
第４特定期間	216,769,982	539,231,964	1,354,405,729
第５特定期間	520,701,593	270,989,715	1,604,117,607
第６特定期間	903,693,470	538,499,394	1,969,311,683
第７特定期間	268,788,364	259,702,800	1,978,397,247
第８特定期間	22,775,439	456,128,936	1,545,043,750
第９特定期間	86,932,757	257,005,611	1,374,970,896
第10特定期間	25,190,545	118,793,992	1,281,367,449
第11特定期間	7,819,341	106,494,878	1,182,691,912
第12特定期間	9,421,153	152,422,239	1,039,690,826
第13特定期間	490,315	69,842,679	970,338,462
第14特定期間	1,871,071	93,611,675	878,597,858
第15特定期間	3,454,608	74,595,296	807,457,170
第16特定期間	3,092,849	102,998,017	707,552,002
第17特定期間	8,829,081	49,670,889	666,710,194
第18特定期間	1,552,871	84,329,680	583,933,385
第19特定期間	411,027	196,801,262	387,543,150
第20特定期間	483,057	96,430,927	291,595,280

（注１）第１特定期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

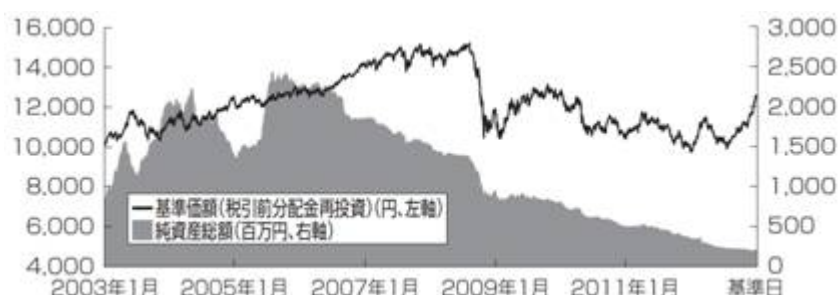
（注２）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp>）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2013年1月10日	設定日	2002年12月10日
純資産総額	208百万円	決算回数	年12回

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
117期	2012年9月	45
118期	2012年10月	45
119期	2012年11月	15
120期	2012年12月	15
121期	2013年1月	15
	設定来累計	5,010

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

* 基準価額（税引前分配金再投資）は、収益分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして算出した価額です。

* 基準価額（税引前分配金再投資）は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

国別構成状況

投資国 1	投資比率 2
ドイツ	14.3%
フランス	12.6%
イギリス	12.3%
アメリカ	11.9%
イタリア	10.9%
その他	34.2%

通貨別構成状況

通貨	投資比率 2
ユーロ	96.2%

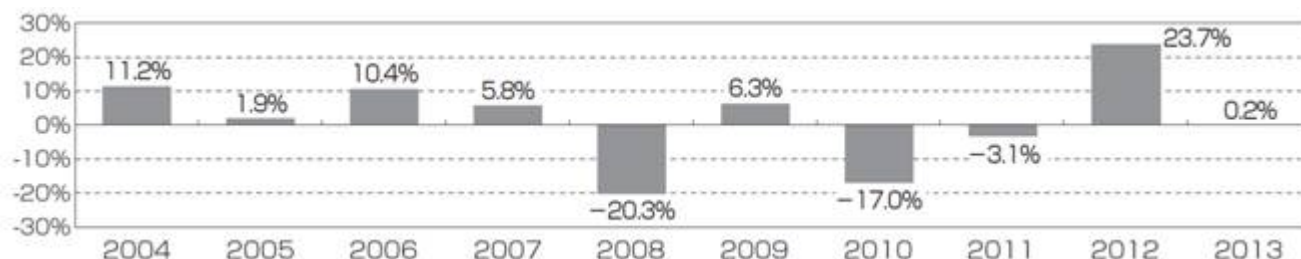
種類別構成状況

種類	投資比率 2
社債券	57.0%
国債証券	26.5%
特殊債券	12.8%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	クーポン（％）	償還日	投資国 1	通貨	投資比率 2
1	サンタンデール銀行	社債券	3.125	2015/1/28	スペイン	ユーロ	4.4%
2	イタリア国債	国債証券	4.000	2020/9/1	イタリア	ユーロ	4.2%
3	イタリア国債	国債証券	4.250	2020/3/1	イタリア	ユーロ	3.8%
4	ドイツ国債	国債証券	3.250	2042/7/4	ドイツ	ユーロ	3.2%
5	サリー・メイ	特殊債券	0.733	2033/12/15	アメリカ	ユーロ	3.0%
6	バンコ・ビルバオ・ピスカヤ・アルヘンタリア	社債券	3.500	2015/2/25	スペイン	ユーロ	2.9%
7	イタリア国債	国債証券	4.000	2037/2/1	イタリア	ユーロ	2.9%
8	欧州投資銀行	特殊債券	4.250	2019/4/15	国際機関	ユーロ	2.7%
9	フランス国債	国債証券	5.750	2032/10/25	フランス	ユーロ	2.7%
10	フランス国債	国債証券	4.000	2060/4/25	フランス	ユーロ	2.5%

年間収益率の推移



* 年間収益率（％）＝〔（年末営業日の基準価額＋その年に支払われた収益分配金（税引前））÷前年末営業日の基準価額－1〕×100

* 2013年の年間収益率は前年末営業日から2013年1月10日までのものです。

* 当ページにおける「ファンド」は、JPMユーロ公社債ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）です。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（2）ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

ただし、ロンドン証券取引所またはフランクフルト証券取引所の休業日には、取得申込みの受付は行いません。

取得申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

申込価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

申込単位

販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

受渡方法

（a）取得申込代金の支払いについて

投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

（b）受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資者にかかる受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資者が販売会社に取得申込みと同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

緊急事態発生時における受付の中止

委託会社は、天災や、電気・通信情報設備の機能停止等の不測の事態が生じ、有価証券が取引される市場における取引の停止や異常な混乱等の緊急事態が発生した場合、当ファンドへの追加信託を行うことが当ファンドの適正な運営を害すると判断したときは、やむを得ず取得申込みの受付を中止することがあります。

申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：０３－６７３６－２３５０

（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

２【換金（解約）手続等】

換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受け取ります。

ただし、ロンドン証券取引所またはフランクフルト証券取引所の休業日には、換金申込みの受付は行いません。

換金申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

換金価格

換金申込日の翌営業日の基準価額とします。

（課税については、「第１ ファンドの状況 ４ 手数料等及び税金（５）課税上の取扱い」をご参照ください。）

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社にお問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「１ 申込（販売）手続等 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

換金時に手数料はかかりません。

換金単位

１口単位とします。

受渡方法

（a）換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して５営業日目から、販売会社の本・支店等において支払います。

（b）受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかる当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとします。当ファンドが振替受益権化される以前に発行された当ファンドの受益証券をお手許で保有されている方は、換金申込みに際して個別に振替受益権とするための所要の手続が必要であり、この手続には時間を要しますのでご注意ください。

受付時間

原則として午後３時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

受益権１口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権１口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権１万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権１万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：０３－６７３６－２３５０

（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限です。

ただし、後記「（５）その他 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎月１１日から翌月の１０日までとします。

ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、前記より当ファンドの決算日は原則として毎月１０日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

（５）【その他】

信託の終了等（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

（ａ）信託契約の解約

a．委託会社は、当ファンドの純資産総額が２０億円を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、前記 a．の場合において、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知れている受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、

原則として、公告を行いません。

- c. 前記 b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a. の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、前記 d. により当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 前記 c. から e. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 c. の一定の期間が一月を下らないこととすることが困難な場合には適用しません。

（注）委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（b）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「 信託約款の変更」の規定にしたがいます。

（c）委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「 信託約款の変更」で受益者による反対が受益権総口数の二分の一を超える場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

（d）委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。

（e）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

- （a）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- （b）委託会社は、前記（a）の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- （c）前記（b）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （d）前記（c）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記（a）の信託約款の変更をしません。
- （e）委託会社は、前記（d）により信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- （f）委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前記（a）から（e）までの規定にしたがいます。

（注）委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、6月、12月の計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、知っている受益者に対して販売会社を通して交付します。

関係会社との契約の更新等に関する手続について

- （a）委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。
- （b）委託会社と運用委託先との間の投資運用の委託に関する契約には期限の定めはありません。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日目）までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。ただし、受益者が、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票（当ファンドが振替受益権化される以前に発行されたもの）を保有している場合には、その収益分配金交付票と引換えに当該収益分配金を受益者に支払います。また、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。当ファンドが振替受益権化される以前に発行された当ファンドの受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から当該受益証券と引き換えに当該受益者に支払われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について前記の支払開始日から１０年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

（３）受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

（４）反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「３ 資産管理等の概要（５）その他 信託の終了等」または「 信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

（５）帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第20特定期間（平成24年６月12日から平成24年12月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ＪＰＭユーロ公社債ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成24年 6 月11日現在)	当期 (平成24年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	247,577,204	198,784,954
未収入金	11,857	654,318
流動資産合計	247,589,061	199,439,272
資産合計	247,589,061	199,439,272
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,743,944	437,392
未払解約金	11,857	654,318
未払受託者報酬	11,435	8,248
未払委託者報酬	228,656	164,956
その他未払費用	4,563	3,287
流動負債合計	2,000,455	1,268,201
負債合計	2,000,455	1,268,201
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 387,543,150	¹ 291,595,280
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	² 141,954,544	² 93,424,209
（分配準備積立金）	1,429,315	161,193
元本等合計	245,588,606	198,171,071
純資産合計	245,588,606	198,171,071
負債純資産合計	247,589,061	199,439,272

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 平成23年12月13日 至 平成24年 6 月11日)	当期 (自 平成24年 6 月12日 至 平成24年12月10日)
営業収益		
有価証券売買等損益	16,230,483	22,819,841
営業収益合計	16,230,483	22,819,841
営業費用		
受託者報酬	81,107	57,972
委託者報酬	¹ 1,622,062	¹ 1,159,312
その他費用	32,380	23,120
営業費用合計	1,735,549	1,240,404
営業利益	14,494,934	21,579,437
経常利益	14,494,934	21,579,437
当期純利益	14,494,934	21,579,437
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	4,210,995	1,118,593
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	209,235,478	141,954,544
剰余金増加額又は欠損金減少額	69,407,756	35,619,102
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	69,407,756	35,619,102
剰余金減少額又は欠損金増加額	145,765	181,904
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	145,765	181,904
分配金	² 12,264,996	² 7,367,707
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	141,954,544	93,424,209

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1 . 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成24年 6 月10日が休日のため、信託約款第42条により、第19特定期間末日を平成24年 6 月11日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成24年 6 月11日現在)	当期 (平成24年12月10日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	583,933,385円	387,543,150円
期中追加設定元本額	411,027円	483,057円
期中一部解約元本額	196,801,262円	96,430,927円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は141,954,544円 であります。	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は93,424,209円 であります。
3 特定期間末日における受益権の総数	387,543,150口	291,595,280口
1 口当たりの純資産額	0.6337円	0.6796円
(1 万口当たりの純資産額)	(6,337円)	(6,796円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 (自 平成23年12月13日 至 平成24年 6 月11日)	当期 (自 平成24年 6 月12日 至 平成24年12月10日)
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年 1 万分の25の率を乗じて得た額	同左
2 分配金の計算過程		
	(自 平成23年12月13日 至 平成24年 1 月10日)	(自 平成24年 6 月12日 至 平成24年 7 月10日)
費用控除後の配当等収益額	734,339円	417,873円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	109,974,539円	72,908,512円
分配準備積立金額	12,106,249円	1,387,008円
当ファンドの分配対象収益額	122,815,127円	74,713,393円
当ファンドの期末残存口数	567,343,402口	376,106,576口
1万口当たり収益分配対象額	2,164.74円	1,986.49円
1万口当たり分配金額	45.00円	45.00円
収益分配金金額	2,553,045円	1,692,479円
	(自 平成24年 1 月11日 至 平成24年 2 月10日)	(自 平成24年 7 月11日 至 平成24年 8 月10日)
費用控除後の配当等収益額	1,063,014円	462,033円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	101,457,375円	70,941,511円
分配準備積立金額	9,489,383円	109,323円
当ファンドの分配対象収益額	112,009,772円	71,512,867円
当ファンドの期末残存口数	523,396,855口	365,958,558口
1万口当たり収益分配対象額	2,140.05円	1,954.12円
1万口当たり分配金額	45.00円	45.00円
収益分配金金額	2,355,285円	1,646,813円
	(自 平成24年 2 月11日 至 平成24年 3 月12日)	(自 平成24年 8 月11日 至 平成24年 9 月10日)
費用控除後の配当等収益額	934,836円	606,989円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	83,982,860円	66,565,111円
分配準備積立金額	6,784,128円	440円
当ファンドの分配対象収益額	91,701,824円	67,172,540円
当ファンドの期末残存口数	433,246,820口	348,669,856口
1万口当たり収益分配対象額	2,116.61円	1,926.53円
1万口当たり分配金額	45.00円	45.00円
収益分配金金額	1,949,610円	1,569,014円
	(自 平成24年 3 月13日 至 平成24年 4 月10日)	(自 平成24年 9 月11日 至 平成24年10月10日)
費用控除後の配当等収益額	540,930円	567,626円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	80,581,403円	64,061,317円
分配準備積立金額	5,535,243円	386円
当ファンドの分配対象収益額	86,657,576円	64,629,329円
当ファンドの期末残存口数	415,697,052口	340,475,407口
1万口当たり収益分配対象額	2,084.63円	1,898.20円
1万口当たり分配金額	45.00円	45.00円
収益分配金金額	1,870,636円	1,532,139円
	(自 平成24年 4 月11日 至 平成24年 5 月10日)	(自 平成24年10月11日 至 平成24年11月12日)
費用控除後の配当等収益額	513,009円	599,872円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	77,214,937円	60,522,109円
分配準備積立金額	4,029,515円	96円
当ファンドの分配対象収益額	81,757,461円	61,122,077円
当ファンドの期末残存口数	398,328,165口	326,580,137口
1万口当たり収益分配対象額	2,052.51円	1,871.57円
1万口当たり分配金額	45.00円	15.00円
収益分配金金額	1,792,476円	489,870円
	(自 平成24年 5 月11日 至 平成24年 6 月11日)	(自 平成24年11月13日 至 平成24年12月10日)
費用控除後の配当等収益額	498,639円	500,292円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	75,125,351円	54,038,570円
分配準備積立金額	2,674,620円	98,293円
当ファンドの分配対象収益額	78,298,610円	54,637,155円
当ファンドの期末残存口数	387,543,150口	291,595,280口
1万口当たり収益分配対象額	2,020.38円	1,873.73円
1万口当たり分配金額	45.00円	15.00円
収益分配金金額	1,743,944円	437,392円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 ＪＰＭユーロ公社債マザーファンド（適格機関投資家限定） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
３．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

金融商品の時価等に関する事項

	各特定期間末
１．貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 (平成24年 6 月11日現在)	当期 (平成24年12月10日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた評価 差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた評価 差額（円）
親投資信託受益証券	4,732,195	11,293,209
合計	4,732,195	11,293,209

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表（平成24年12月10日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	JPMユーロ公社債マザーファンド（適格機関投資家限定）	152,817,462	198,784,954	
合計			152,817,462	198,784,954	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ＪＰＭユーロ公社債マザーファンド（適格機関投資家限定）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「ＪＰＭユーロ公社債マザーファンド（適格機関投資家限定）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成24年 6 月11日現在)	(平成24年12月10日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		1,322,481	5,748,923
コール・ローン		1,628,708	1,331,014
国債証券		276,706,130	201,082,233
特殊債券		116,077,348	102,082,659
社債券		432,246,331	439,008,360
未収入金		3,219,991	-
未収利息		10,615,547	12,217,572
前払費用		940,834	1,643,946
流動資産合計		842,757,370	763,114,707
資産合計		842,757,370	763,114,707
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		2,157	-
未払金		1,808,115	-
未払解約金		11,857	987,942
流動負債合計		1,822,129	987,942
負債合計		1,822,129	987,942
純資産の部			
元本等			
元本	1	720,848,136	585,910,141
剰余金			
剰余金又は欠損金（　）		120,087,105	176,216,624
元本等合計		840,935,241	762,126,765
純資産合計		840,935,241	762,126,765
負債純資産合計		842,757,370	763,114,707

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	国債証券、特殊債券および社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	(平成24年 6 月11日現在)	(平成24年12月10日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額、 期中追加設定元本額および期中解約元 本額		
期首元本額	959,226,750円	720,848,136円
期中追加設定元本額	7,829,424円	7,148,729円
期中解約元本額	246,208,038円	142,086,724円
本報告書における開示対象ファンドの期末 における元本の内訳（注）		
ＪＰＭユーロ公社債ファンド（為替 ヘッジなし／毎月決算型）	212,221,159円	152,817,462円
ＪＰＭユーロ公社債ファンド（隔月決 算型）	508,626,977円	433,092,679円
合 計	720,848,136円	585,910,141円
2 本報告書における開示対象ファンドの 特定期間末日における受益権の総数	720,848,136口	585,910,141口
1 口当たりの純資産額	1.1666円	1.3008円
（1 万口当たりの純資産額）	(11,666円)	(13,008円)

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、国債証券、特殊債券、社債券、投資証券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
１．貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。一部の債券時価に関しては合理的に算定された価額を採用する場合があります。合理的に算定された価額は発行体の格付けや債券の償還年限を基にした国債に対する上乗せ金利、取引業者からの提示価格、流動性、将来発生しうるキャッシュフロー、その他個々の債券の特性等を考慮して価格提供会社が算出した価格を利用しております。 (2)デリバティブ取引 平成24年６月11日現在、「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 平成24年12月10日現在、該当事項はありません。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(平成24年６月11日現在)	(平成24年12月10日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	16,843,651	10,876,139
特殊債券	3,022,490	3,311,609
社債券	16,339,746	12,479,258
合計	36,205,887	26,667,006

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	（平成24年６月11日現在）				（平成24年12月10日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売建 ユーロ	1,200,000	-	1,202,157	2,157	-	-	-	-
合計		1,200,000	-	1,202,157	2,157	-	-	-	-

（注）１．為替予約の時価の算定方法

- （１）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- （２）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- ２．換算において円未満の端数は切り捨てております。
- ３．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表（平成24年12月10日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	AUSTRIA GOVT 4.15% MAR37		19,000.00	24,405.50	
		AUSTRIA GOVT 4.35% MAR19		57,000.00	68,605.20	
		AUSTRIA GOVT 4.85% MAR26		18,000.00	23,679.00	
		BELGIUM 4.25% SEP22 65		73,000.00	86,548.80	
		BELGIUM GOVT 5% MAR35 44		56,000.00	73,309.60	
		FRANCE OAT 4% APR60		152,500.00	179,782.25	
		FRANCE OAT 5.75% OCT32		131,000.00	190,303.70	
		GERMANY BUND 3.25% JUL42		199,037.00	244,696.08	
		GERMANY BUND 6.5% JUL27		31,100.00	49,853.30	
		ISRAEL EUR 4.625% MAR20		75,000.00	85,312.50	
		ITALY BTP 4% FEB37		234,000.00	198,806.40	
		ITALY BTP 4% SEP20		283,000.00	283,650.90	
		ITALY BTP 4.25% MAR20		255,000.00	260,355.00	

		NETHERLANDS 3.5% JUL20		29,000.00	33,964.80	
		NETHERLANDS 3.75% JAN42		64,900.00	83,759.94	
	計	銘柄数：	15	1,677,537.00	1,887,032.97	
					(201,082,233)	
		組入時価比率：	26.4%		27.1%	
	小計				201,082,233	
					(201,082,233)	
特殊債券	ユーロ	ASFINAG 4.5% EMTN		50,000.00	58,825.00	
		CADES 3.625%		75,000.00	80,850.00	
		EIB 3.5% EMTN		130,000.00	143,858.00	
		EIB 4.25% EMTN		160,000.00	190,816.00	
		EUROPEAN UNION 2.75%EMTN		80,000.00	86,840.00	
		KFW 3.875%		100,000.00	117,795.00	
		KFW 4.125%		60,000.00	69,828.00	
		SLMA FLT 33 REGS		237,612.42	209,170.92	
	計	銘柄数：	8	892,612.42	957,982.92	
					(102,082,659)	
		組入時価比率：	13.4%		13.8%	
	小計				102,082,659	
					(102,082,659)	
社債券	ユーロ	AB INBEV 8.625% EMTN		50,000.00	65,706.00	
		ABBIEY NATL 3.375% JUN15		100,000.00	106,100.00	
		ABBIEY NATL 3.625% EMTN		100,000.00	111,505.00	
		AT&T INC 6.125% GLOB		50,000.00	56,160.00	
		BANCO SANTANDER 3.125%		300,000.00	303,405.00	
		BARCLAYS BK 2.25% EMTN		100,000.00	106,230.00	
		BARCLAYS BK 4% 17 EMTN		50,000.00	55,415.00	
		BBVA 3.5%		200,000.00	203,680.00	
		BK OF AMERICA4.625% EMTN		50,000.00	55,885.00	
		BMW 3.25% EMTN		50,000.00	53,745.00	
		BNP PARIBAS 3.375% EMTN		50,000.00	55,335.00	
		CATERPILLAR 1.375% EMTN		100,000.00	101,540.00	
		CBA 2.625% EMTN		100,000.00	107,750.00	
		CITIGROUP INC 4% EMTN		25,000.00	27,015.00	
		CITIGROUP INC7.375% EMTN		50,000.00	65,320.00	
		CREDIT SUISSE 4.75% EMTN		50,000.00	59,375.00	
		CRH 5% EMTN		70,000.00	85,666.00	
		DAIMLER 2% EMTN		35,000.00	36,298.50	
		DNB 2.5% EMTN		102,000.00	109,191.00	
		DT PFANDBRFBK3.125% EMTN		37,000.00	38,787.10	
		E.ON 5.5% EMTN		100,000.00	113,950.00	

		FONCIER 4.5% EMTN		50,000.00	58,545.00	
		FRANCE TELECOM5.625%EMTN		75,000.00	90,300.00	
		GDF SUEZ 1.5% EMTN		30,000.00	30,537.00	
		GE CAPITAL 3.75% EMTN		135,000.00	146,866.50	
		GOLDMAN SACHS 4.5% EMTN		50,000.00	54,170.00	
		HSBC FINANCE 4.875% EMTN		50,000.00	57,165.50	
		HSBC FRANCE 4.875% EMTN		100,000.00	104,734.00	
		HUTCHISON WHAMPOA 4.75%		50,000.00	56,825.00	
		HYPO BK FRANK 2.75% EMTN		96,000.00	99,388.80	
		ING BANK NV 3% EMTN		50,000.00	52,385.00	
		LINDE 1.75% 19 EMTN		43,000.00	43,885.80	
		LLOYDS TSB BK 3.375%		150,000.00	159,825.00	
		MORGAN STANLEY 4.5% GMTN		50,000.00	53,375.00	
		NAB 2.625%		100,000.00	107,700.00	
		OP MORTGAGE BK1.625%EMTN		100,000.00	103,832.00	
		RABOBANK 4.125% EMTN		65,000.00	74,626.50	
		RBS 4% EMTN		90,000.00	99,630.00	
		RBS 4.75% EMTN		100,000.00	111,271.00	
		SPAREBANK 1 2.375% EMTN		100,000.00	106,560.00	
		SPAREBANKEN 3.125% EMTN		100,000.00	107,770.00	
		STD CHARTERED FLT EMTN		50,000.00	48,875.00	
		SWEDBANK AB 2.25% EMTN		110,000.00	115,500.00	
		TOTAL 4.875% EMTN		25,000.00	30,265.00	
		UBS AG 2.25%		50,000.00	53,280.00	
		VATTENFALL 4.25% EMTN		70,000.00	73,675.00	
		VODAFONE 6.25% EMTN		50,000.00	58,187.50	
		VOLKSWAGEN 2.25% EMTN		100,000.00	102,590.00	
	計	銘柄数：	48	3,808,000.00	4,119,823.20	
					(439,008,360)	
		組入時価比率：	57.6%		59.1%	
	小計				439,008,360	
					(439,008,360)	
	合計				742,173,252	
					(742,173,252)	

（注）各通貨計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注）小計・合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成25年１月10日現在）

種類	金額	単位
資産総額	208,858,028	円
負債総額	680,365	円
純資産総額(-)	208,177,663	円
発行済口数	284,042,024	口
１口当たり純資産額(/)	0.7329	円

（参考）ＪＰＭユーロ公社債マザーファンド（適格機関投資家限定）

（平成25年１月10日現在）

種類	金額	単位
資産総額	803,989,211	円
負債総額	5,297,795	円
純資産総額(-)	798,691,416	円
発行済口数	567,659,129	口
１口当たり純資産額(/)	1.4070	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換

当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されますので、名義書換手続はありませんが、その譲渡は以下の手続により行われます。

- (1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) 前記(1)の申請があった場合には、前記(1)の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3) 前記(1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

2 受益者に対する特典

ありません。

3 受益証券の譲渡制限の内容

当ファンドの受益権には、譲渡制限はありません。なお、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4 その他内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(2) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(3) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第 1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

資本金の額（平成25年 1 月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

会社の意思決定機構

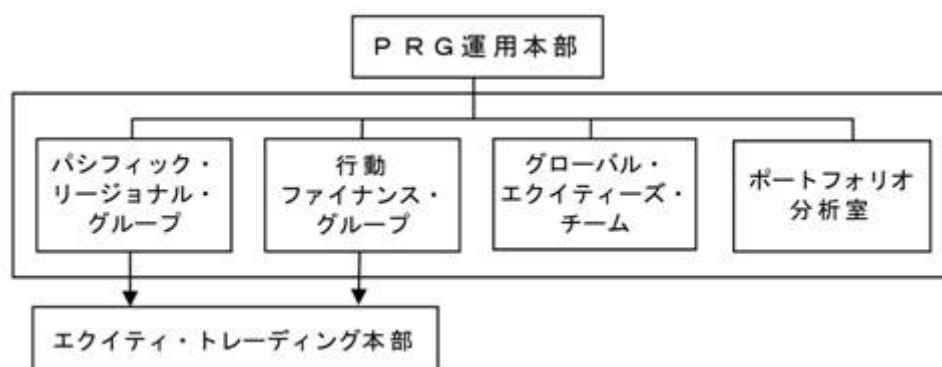
取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、リスク管理上の重要な事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することについて、取締役会の委嘱を受けた機関として、リスク・コミッティーを設置しています。

投資運用の意思決定機構

（イ）P R G 運用本部



（a）P R G 運用本部は、P R G 株式運用戦略^{*}、行動ファイナンス株式運用戦略^{*}またはM D P コクサイ株式運用戦略^{*}に基づいた運用を行います。

^{*} 「P R G 株式運用戦略」は、企業取材を基本とする徹底的なボトムアップ・アプローチによる調査・分析を行い、企業の成長力に比べて株価が割安な銘柄に投資することにより、超過収益の獲得を目指す運用を行います。

「行動ファイナンス株式運用戦略」は、「人間の心理」が引き起こす「株の売られ過ぎ」、「過小評価」等の非効率性を捉え、超過収益の獲得を目指す運用を行います。

「M D P コクサイ株式運用戦略」は、世界各地（現地）のベスト・アイディアを基に、アナリストによるグローバル（地域横断的）な業種分析を加え、最終的にポートフォリオ・マネジャーの判断で運用を行います。

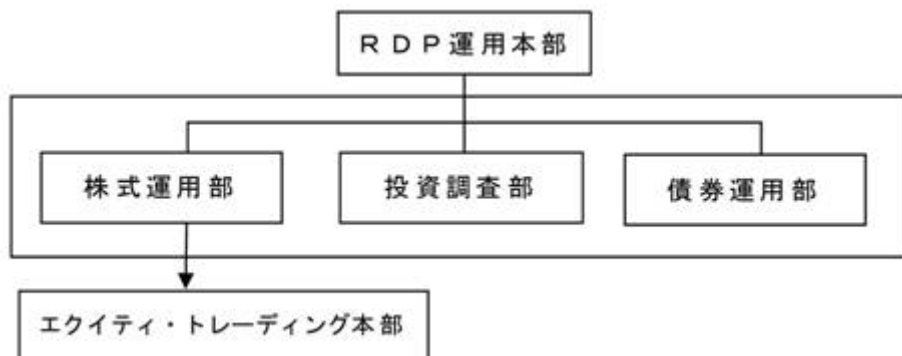
（b）P R G 運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、P R G 株式運用戦略、行動ファイナンス株式運用戦略またはM D P コクサイ株式運用戦略に基づいた国内外の株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定します。

（c）Pシフィック・リージョナル・グループは、「J P モルガン・アセット・マネジメント」グループの海外拠点からの情報を参考に、P R G 株式運用戦略に基づき国内株式およびアジア株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。また、同グループが行う国内株式およびアジア株式の運用や海外関係会社に運用を委託しているP R G 株式運用戦略によ

る外国株式の運用等について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。

- （ｄ）行動ファイナンス・グループは、行動ファイナンス株式運用戦略に基づき主に国内外の株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。また、同グループが行う国内外の株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- （ｅ）グローバル・エクイティーズ・チームは、「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループの海外拠点からの情報を参考に、ＭＤＰコクサイ株式運用戦略に基づき外国株式の投資判断を行います。また、同チームが行う外国株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- （ｆ）エクイティ・トレーディング本部は、前記（ｃ）・（ｄ）のグループによる投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。
- （ｇ）ポートフォリオ分析室は、運用実績の分析を行い、前記（ｃ）・（ｄ）のグループにその結果を提供します。

（ロ）ＲＤＰ運用本部



- （ａ）ＲＤＰ運用本部は、投資調査部、株式運用部および債券運用部で構成されます。投資調査部および株式運用部は、ＲＤＰ株式運用戦略^{*}に基づいた運用を行います。

^{*} 「ＲＤＰ株式運用戦略」は、個別企業の徹底した調査・分析に配当割引モデルによる客観的評価を加えることにより、超過収益の獲得を目指す運用を行います。

- （ｂ）投資調査部に所属するアナリストはＲＤＰ株式運用戦略に基づき主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。同部に所属するエコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。
- （ｃ）株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、前記（ｂ）の評価を検証の上、投資判断を行い、主に国内株式のポートフォリオの構築を行います。また、同部が行う国内株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- （ｄ）債券運用部では、国内外の債券の運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断に利用し、国内外の債券のポートフォリオを決定します。また国内外の債券の売買を執行します。さらに、同部が行う国内外の債券の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- （ｅ）エクイティ・トレーディング本部は、株式運用部所属のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

- （ハ）前記（イ）および（ロ）以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成25年１月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成25年１月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	69	512,053
公募単位型株式投資信託	4	64,430
公募追加型債券投資信託	2	389,662
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	57	415,394
総合計	132	1,381,539
親投資信託	60	-

（注）百万円未満は四捨五入

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社であるＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号、以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第22期事業年度（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、第23期中間会計期間（平成24年４月１日から平成24年９月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		第21期 (平成23年 3月31日)			第22期 (平成24年 3月31日)		
資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動資産							
現金及び預金			5,414,021			4,162,348	
有価証券			5,004,882			5,408,111	
前払金			38,934			-	
前払費用			16,112			19,642	
未収入金			123,918			129,688	
未収委託者報酬			1,735,791			1,656,086	
未収収益			1,500,875			1,363,081	
未収還付消費税等			-			61,716	
繰延税金資産			372,782			518,862	
その他			78,056			4,458	
流動資産計			14,285,374	88.0		13,323,998	89.8
固定資産							
投資その他の資産			1,954,134			1,521,428	
関係会社株式		-			60,000		
投資有価証券		1,544,280			1,385,770		
敷金保証金		39,693			42,639		
繰延税金資産		336,941			-		
その他		33,219			33,019		
固定資産計			1,954,134	12.0		1,521,428	10.2
資産合計			16,239,508	100.0		14,845,427	100.0

有価証券報告書（内国投資信託）

		第21期 （平成23年 3 月31日）			第22期 （平成24年 3 月31日）		
負債の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動負債							
預り金			139,609			114,199	
未払金			1,735,331			1,737,274	
未払収益分配金		1,430			1,430		
未払償還金		20,556			1,186		
未払手数料		691,441			688,876		
その他未払金		1,021,903			1,045,782		
未払費用			1,225,901			1,042,151	
未払法人税等			56,115			18,200	
賞与引当金			442,670			275,549	
事務所賃貸借契約引当金			110,969			135,088	
流動負債計			3,710,597	22.8		3,322,464	22.4
固定負債							
賞与引当金			432,148			371,335	
役員賞与引当金			72,664			77,931	
退職給付引当金			36,878			22,381	
事務所賃貸借契約引当金			220,964			253,717	
繰延税金負債			-			16,732	
固定負債計			762,656	4.7		742,097	5.0
負債合計			4,473,254	27.5		4,064,561	27.4

有価証券報告書（内国投資信託）

		第21期 （平成23年 3 月31日）			第22期 （平成24年 3 月31日）		
純資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
株主資本							
資本金			2,218,000	13.7		2,218,000	14.9
資本剰余金			1,000,000	6.2		1,000,000	6.7
資本準備金		1,000,000			1,000,000		
利益剰余金			8,501,609	52.4		7,535,577	50.8
利益準備金		33,676			33,676		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		8,467,933			7,501,900		
株主資本計			11,719,609	72.3		10,753,577	72.4
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			46,644	0.2		27,287	0.2
評価・換算差額等計			46,644	0.2		27,287	0.2
純資産合計			11,766,254	72.5		10,780,865	72.6
負債・純資産合計			16,239,508	100.0		14,845,427	100.0

（２）【損益計算書】

		第21期 （自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）			第22期 （自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業収益							
委託者報酬			11,929,984			8,473,843	
運用受託報酬			6,482,687			5,402,893	
業務受託報酬			809,666			1,661,327	
その他営業収益			274,093			155,006	
営業収益計			19,496,432	100.0		15,693,071	100.0
営業費用							
支払手数料			4,868,834			3,393,307	
広告宣伝費			207,748			238,136	
調査費			4,292,127			3,209,470	
委託調査費		3,959,671			2,880,008		
調査費		322,890			320,383		
図書費		9,564			9,079		
委託計算費			296,665			264,224	
営業雑経費			197,002			213,679	
通信費		32,914			37,900		
印刷費		130,247			143,581		
協会費		26,318			25,828		
諸会費		7,521			6,369		
営業費用計			9,862,379	50.6		7,318,818	46.6

		第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)			第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
一般管理費							
給料			5,242,721			4,924,070	
役員報酬		117,503			134,465		
給料・手当		3,349,674			3,473,430		
賞与		758,761			402,853		
賞与引当金繰入額		684,115			575,422		
役員賞与		104,897			87,789		
役員賞与引当金繰入額		32,323			49,071		
その他の報酬		195,445			201,038		
福利厚生費			403,184			397,125	
交際費			50,964			63,430	
寄付金			6,280			13,918	
旅費交通費			195,873			187,435	
租税公課			64,466			60,242	
不動産賃借料			1,115,663			1,063,613	
退職給付費用			276,533			279,370	
退職金			131,877			10,029	
消耗器具備品費			114,309			108,437	
事務委託費			314,156			340,605	
関係会社付替費用			1,526,363			1,537,302	
諸経費			126,671			120,206	
一般管理費計			9,569,066	49.1		9,105,787	58.1
営業利益又は営業損失（ ）			64,986	0.3		731,535	4.7

		第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)			第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業外収益							
受取配当金		4,612			5,686		
投資有価証券売却益		1,332			95,454		
為替差益		174,075			60,557		
デリバティブ評価益		87,308			-		
デリバティブ利益		-			45,428		
その他営業外収益		18,597			21,490		
営業外収益計			285,925	1.5		228,616	1.5
営業外費用							
業法上の負担額	1	2,691			7,818		
投資有価証券売却損		74,218			-		
デリバティブ損失		36,060			-		
デリバティブ評価損		-			34,684		
その他営業外費用		247			13		
営業外費用計			113,218	0.6		42,515	0.3
経常利益又は経常損失（ ）			237,694	1.2		545,434	3.5
特別利益							
前期損益修正益		67,129			-		
年金制度統合に伴う退職給付 引当金戻入益		460,756			-		
特別利益計			527,885	2.7		-	-

		第21期 （自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）			第22期 （自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
特別損失							
前期損益修正損		24,001			-		
事務所賃貸借契約損失		45,029			24,118		
事務所賃貸借契約引当金繰入額		331,933			167,842		
特別損失計			400,964	2.1		191,961	1.2
税引前当期純利益又は税引前 当期純損失（ ）			364,614	1.8		737,395	4.7
法人税、住民税及び事業税			5,385	0.0		5,775	0.0
過年度法人税等			31,733	0.2		-	-
法人税等調整額			250,571	1.2		222,862	1.4
当期純利益又は当期純損失 （ ）			76,923	0.4		966,032	6.2

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第21期 （自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）	第22期 （自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,218,000	2,218,000
当期末残高	2,218,000	2,218,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000
当期末残高	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	33,676	33,676
当期末残高	33,676	33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	8,391,009	8,467,933
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（　）	76,923	966,032
当期変動額合計	76,923	966,032
当期末残高	8,467,933	7,501,900
株主資本合計		
当期首残高	11,642,686	11,719,609
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（　）	76,923	966,032
当期変動額合計	76,923	966,032
当期末残高	11,719,609	10,753,577
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	21,081	46,644
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25,562	19,356
当期変動額合計	25,562	19,356
当期末残高	46,644	27,287
評価・換算差額等合計		
当期首残高	21,081	46,644
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25,562	19,356
当期変動額合計	25,562	19,356
当期末残高	46,644	27,287
純資産合計		
当期首残高	11,663,768	11,766,254
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（　）	76,923	966,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25,562	19,356
当期変動額合計	102,486	985,389
当期末残高	11,766,254	10,780,865

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（２）その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

（４）事務所賃貸借契約引当金

事業拡充の見込により結んでいた事務所面積拡張の賃貸借契約について第三者へ転貸する計画に変更したことにより、将来契約期間に亘る当該支払賃借料に基づき引当金を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

（損益計算書）

前事業年度において「営業収益」の「その他営業収益」に含めていた「業務受託報酬」は、営業収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしており、また、「営業外費用」の「その他営業外費用」に含めていた「業法上の負担額」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業収益」の「その他営業収益」に表示していた1,083,760千円は、「業務受託報酬」809,666千円、「その他営業収益」274,093千円として、「営業外費用」の「その他営業外費用」に表示していた2,939千円は、「業法上の負担額」2,691千円、「その他営業外費用」247千円として、組み替えております。

会計上の見積りの変更

（事務所賃貸借契約引当金）

当事業年度において、転貸計画が進捗しなかったことにより、引当金の計上額を将来にわたり変更しております。

これにより、当事業年度の特別損失が167,842千円増加し、税引前当期純損失が同額増加しております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第21期 （平成23年3月31日）	第22期 （平成24年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（損益計算書関係）

第21期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	第22期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
1 業法上の負担額 業法上の負担額は、主に「投資信託及び投資法人に関する法律」第21条に基づく負担額であります。	同左

（株主資本等変動計算書関係）

第21期（自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

第22期（自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

（リース取引関係）

第21期 （自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）		第22期 （自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料は以下のとおりであり ます。		オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料は以下のとおりであり ます。	
１年以内	518,502千円	１年以内	536,233千円
１年超	2,050,315千円	１年超	1,584,195千円
合計	2,568,817千円	合計	2,120,428千円

（金融商品関係）

（１）金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い公社債投資信託で運用しております。

自社が設定する投資信託やグループ会社が運用する投資信託について、その設定時に運用上十分な信託財産があることが見込めない場合に、「シードキャピタル」として当該投資信託を自己資金により取得することがあります。なお、シードキャピタルとして取得した当該投資信託の価格変動リスクを軽減する目的で先物取引を行うことがありますが、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定・運用する投資信託から受領する未収委託者報酬、及び未収収益のうち国内年金基金等から受領する債権については信託銀行によって分別管理されているため一般債権とは異なり、信用リスクはほとんどないと認識しております。海外関係会社に対する未収収益は未払費用と部分的に相殺され、信用リスクが軽減されております。また、外貨建て債権の未収収益については為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務と部分的に相殺され、為替変動リスクが軽減されております。

営業債務である未払金は基本的に３ヶ月以内の支払い期日であり、未払手数料、及び未払費用についてはそのほとんどが６ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、上述の通り外貨建て債権と部分的に相殺され、リスクが軽減されております。

有価証券は、預金と同様の性質を有する流動性の高い公社債投資信託であり、市場リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、上述のシードキャピタルであり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、株価指数先物取引を行うことにより価格変動リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、シードキャピタルの市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引であります。

金融商品に係るリスク管理体制

（い）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権のうち、海外関係会社に対する未収収益は担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

（ ）市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務のうち、大半を占める米国ドル建ての債権債務に対しての為替変動リスクについては担当部署が月次でモニタリングしており、債権もしくは債務の超過に対して米国ドル建て預金と円建て預金との間で資金移動をして為替変動リスクの軽減に努めております。

投資有価証券については、市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた管理規程に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。取引実績は、四半期ごとに取締役会に報告しております。

（ ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（２）金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）２．参照）。

第21期（自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,414,021	5,414,021	-
(2) 有価証券	5,004,882	5,004,882	-
(3) 未収委託者報酬	1,735,791	1,735,791	-
(4) 未収収益	1,500,875	1,500,875	-
(5) 投資有価証券	1,544,280	1,544,280	-
(6) デリバティブ取引	34,684	34,684	-
資産計	15,234,534	15,234,534	-
(1) 未払手数料	691,441	691,441	-
(2) その他未払金	1,021,903	1,021,903	-
(3) 未払費用	1,225,901	1,225,901	-
負債計	2,939,246	2,939,246	-

第22期（自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,162,348	4,162,348	-
(2) 有価証券	5,408,111	5,408,111	-
(3) 未収委託者報酬	1,656,086	1,656,086	-
(4) 未収収益	1,363,081	1,363,081	-
(5) 投資有価証券	1,385,770	1,385,770	-
資産計	13,975,399	13,975,399	-
(1) 未払手数料	688,876	688,876	-
(2) その他未払金	1,045,782	1,045,782	-
(3) 未払費用	1,042,151	1,042,151	-
負債計	2,776,810	2,776,810	-

（注）１．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(6) デリバティブ取引

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

第21期（自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）

該当事項はございません。

第22期（自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第21期（自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金及び預金	5,414,021	-	-	-
未収委託者報酬	1,735,791	-	-	-
未収収益	1,500,875	-	-	-
合計	8,650,687	-	-	-

第22期（自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金及び預金	4,162,348	-	-	-
未収委託者報酬	1,656,086	-	-	-
未収収益	1,363,081	-	-	-
合計	7,181,517	-	-	-

（有価証券関係）

１．関係会社株式

第21期（平成23年３月31日）

該当事項はございません。

第22期（平成24年３月31日）

関係会社株式（貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

第21期（平成23年３月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	555,680	465,635	90,045
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他 投資信託	988,600	1,000,000	11,400
合計		1,544,280	1,465,635	78,645

（注）有価証券（貸借対照表計上額 5,004,882千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第22期（平成24年３月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	1,385,770	1,341,750	44,020
合計		1,385,770	1,341,750	44,020

（注）有価証券（貸借対照表計上額 5,408,111千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．当事業年度中に売却したその他有価証券

第21期（自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他 投資信託	757,603	1,332	74,218

第22期（自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他 投資信託	1,561,089	95,454	-

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第21期（自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）

株式関連

（単位：千円）

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち１年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 売建	485,004	-	450,320	34,684

（注）時価の算定方法

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

第22期（自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）

該当事項はございません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出型年金制度、及びキャッシュバランス型年金制度を採用しております。なお、平成22年7月1日付で内部引当型キャッシュバランスプランから複数事業主による外部積立型キャッシュバランスプランへ企業年金制度を変更致しました。

２．退職給付債務に関する事項

	第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
	(千円)	(千円)
退職給付債務	636,081	817,508
年金資産	589,975	741,761
未認識過去勤務債務	25,457	20,053
未認識数理計算上の差異	34,685	73,419
退職給付引当金(+ + +)	36,878	22,381

３．退職給付費用に関する事項

	第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
	(千円)	(千円)
勤務費用	188,445	193,954
利息費用	8,387	12,086
期待運用収益	8,294	15,929
過去勤務債務の費用処理額	5,301	5,404
数理計算上の差異の費用処理額	4,784	5,400
確定拠出年金支払額	71,320	71,591
その他(注1)	17,192	17,672
退職給付費用(+ + + + +)(注2)	276,533	279,370

(注1) その他の金額は、主に当社への出向者分の退職給付費用であります。

(注2) 当社からの出向者分の退職給付費用は、上記金額に含まれておりません。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法

期間定額方式

割引率

第21期 （自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）		第22期 （自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）	
平成22年４月１日から平成22年６月30日まで		1.75%	
平成22年７月１日から平成23年３月31日まで		1.60%	

過去勤務債務の額の処理年数

８年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。）

数理計算上の差異の処理年数

８年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。）

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第21期 (平成23年3月31日)	第22期 (平成24年3月31日)
(流動)	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	22,399	24,524
賞与引当金	180,122	104,736
事務所賃貸借契約引当金	45,153	51,347
繰越欠損金	115,152	331,558
その他	17,334	6,696
繰延税金資産小計	380,162	518,862
評価性引当額	7,379	-
繰延税金資産合計	372,782	518,862
繰延税金資産の純額	372,782	518,862
(固定)	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
賞与引当金	175,841	141,144
役員賞与引当金	29,567	29,621
事務所賃貸借契約引当金	89,910	96,438
仮払金	-	45,901
繰越欠損金	58,341	48,014
その他	21,913	20,864
繰延税金資産小計	375,573	381,984
評価性引当額	6,630	381,984
繰延税金資産合計	368,942	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	32,001	16,732
繰延税金資産又は繰延税金負債（ ）の純額	336,941	16,732

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第21期 (平成23年3月31日)		第22期 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.7%	当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	33.7%	
その他	4.5%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>78.9%</u>	

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は、従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降解消が見込まれる一時差異等については35.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は36,583千円減少し、法人税等調整額が36,583千円、その他有価証券評価差額金が1,179千円それぞれ増加しております。

（セグメント情報等）

関連情報

第21期（自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	11,929,984	6,482,687	809,666	274,093	19,496,432

２．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
16,332,114	3,164,318	19,496,432

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

第22期（自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	8,473,843	5,402,893	1,661,327	155,006	15,693,071

２．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
12,403,854	3,289,216	15,693,071

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

第21期（自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	2,846,232	未払費用	740,851
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	21/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任役員の兼任	調査費	685,171	未払費用	188,471

（注１）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注２）取引条件及び取引条件の決定方針等

調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

第22期（自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	JPMAM Japan Cayman Fund Limited	Grand Cayman, Cayman Islands, KY1-1104	3百万円	金融業	所有直接100%	設立出資及び役員の兼任	設立の資本取引	60,000	-	-

（注）JPMAM Japan Cayman Fund Limitedに、出資に係る金銭の全額の払込をしております。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	1,990,973	未払費用	678,849
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	21/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任役員の兼任	調査費	549,966	未払費用	128,986

（注１）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注２）取引条件及び取引条件の決定方針等

調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

（１株当たり情報）

	第21期 (自平成22年４月１日 至平成23年３月31日)	第22期 (自平成23年４月１日 至平成24年３月31日)
１株当たり純資産額	209,122円08銭	191,608円72銭
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（ ）	1,367円16銭	17,169円33銭

なお、当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在していないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

１株当たりの当期純利益の算定上の基礎

	第21期 (自平成22年４月１日 至平成23年３月31日)	第22期 (自平成23年４月１日 至平成24年３月31日)
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失（ ）	76,923千円	966,032千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ）	76,923千円	966,032千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	56,265株

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第23期中間会計期間末 (平成24年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内 訳	金 額	構 成 比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			2,292,776	
有価証券			5,809,443	
前払費用			49,778	
未収入金			126,459	
未収委託者報酬			2,720,206	
未収収益			1,967,862	
関係会社短期貸付金			1,078,000	
繰延税金資産			584,274	
その他			4,263	
流動資産計			14,633,065	92.9
固定資産				
投資その他の資産			1,115,413	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		823,080		
長期預け金		155,255		
敷金保証金		44,158		
その他		32,919		
固定資産計			1,115,413	7.1
資産合計			15,748,479	100.0

		第23期中間会計期間末 （平成24年 9 月30日）		
負債の部				
区分	注記 番号	内 訳	金 額	構 成 比
		（千円）	（千円）	（％）
流動負債				
預り金			84,423	
未払金			2,120,585	
未払収益分配金		324		
未払償還金		565		
未払手数料		1,230,874		
その他未払金	1	888,820		
未払費用			853,363	
未払法人税等			73,876	
賞与引当金			648,280	
事務所賃貸借契約引当金			135,088	
流動負債計			3,915,618	24.9
固定負債				
長期未払金			147,862	
賞与引当金			431,802	
役員賞与引当金			92,774	
退職給付引当金			15,939	
事務所賃貸借契約引当金			186,173	
繰延税金負債			9,700	
固定負債計			884,251	5.6
負債合計			4,799,870	30.5

		第23期中間会計期間末 （平成24年 9 月30日）		
純資産の部				
区分	注記 番号	内 訳	金 額	構 成 比
		（千円）	（千円）	（％）
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			7,714,789	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		7,681,112		
株主資本計			10,932,789	69.4
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			15,819	
評価・換算差額等計			15,819	0.1
純資産合計			10,948,608	69.5
負債・純資産合計			15,748,479	100.0

(2) 中間損益計算書

		第23期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			5,519,851	
運用受託報酬			2,517,722	
業務受託報酬			818,038	
その他			60,824	
営業収益計			8,916,436	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			4,331,051	
支払手数料		2,404,356		
調査費		1,539,237		
その他営業費用		387,457		
一般管理費			4,446,619	
営業費用・一般管理費計			8,777,670	98.4
営業利益			138,766	1.6
営業外収益	1	48,724		
営業外収益計			48,724	0.5
営業外費用	2	13,431		
営業外費用計			13,431	0.1
経常利益			174,058	2.0
税引前中間純利益			174,058	2.0
法人税、住民税及び事業税			60,258	0.7
法人税等調整額			65,411	0.7
中間純利益			179,211	2.0

重要な会計方針

項目	第23期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
1．有価証券の評価基準 及び評価方法 2．引当金の計上基準	(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用 しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づ く時価法（評価差額は全部純資 産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定）を採 用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用 しております。 (1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及 び親会社の運営する株式報酬制 度に係る将来の費用負担に備え るため、当中間会計期間に帰属す る額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する 株式報酬制度に係る将来の費用 負担に備えるため、当中間会計期 間に帰属する額を計上しており ます。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備え るため、当中間期末における退職 給付債務と年金資産の見込額に 基づき退職給付引当金を計上し ております。 過去勤務債務については、その 発生時における従業員の平均残 存勤務期間以内の一定の年数 （8年）による定額法により、発 生した事業年度から費用処理し ております。 数理計算上の差異は、その発生 時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数（8 年）による定額法により按分額 を、それぞれ発生した翌事業年度 から費用処理することとしてお ります。

項目	第23期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
3. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	(4) 事務所賃貸借契約引当金 事業拡充の見込により結んでいた事務所面積拡張の賃貸借契約について第三者へ転貸する計画に変更したことにより、将来契約期間に亘る当該支払賃借料に基づき引当金を計上しております。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第23期中間会計期間末 (平成24年9月30日)
1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

第23期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
1 営業外収益のうち主要なもの (千円) 受取配当金 26,454 投資有価証券売却益 15,325
2 営業外費用のうち主要なもの (千円) 投資有価証券売却損 11,735

（リース取引関係）

第23期中間会計期間 （自平成24年４月１日 至平成24年９月30日）		
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。		
１年以内	540,227	千円
１年超	1,325,880	千円
合計	1,866,107	千円

（金融商品関係）

第23期中間会計期間末（平成24年９月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）２．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,292,776	2,292,776	-
(2) 有価証券	5,809,443	5,809,443	-
(3) 未収委託者報酬	2,720,206	2,720,206	-
(4) 未収収益	1,967,862	1,967,862	-
(5) 関係会社短期貸付金	1,078,000	1,078,000	-
(6) 投資有価証券	823,080	823,080	-
(7) 長期預け金	155,255	154,603	652
資産計	14,846,622	14,845,970	652
(1) 未払手数料	1,230,874	1,230,874	-
(2) その他未払金	888,820	888,820	-
(3) 未払費用	853,363	853,363	-
(4) 長期未払金	147,862	147,241	621
負債計	3,120,919	3,120,298	621

（注）１．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益、及び(5) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(7) 長期預け金

長期預け金の時価については、当該預け金の受取までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第23期中間会計期間末（平成24年9月30日）

1. 関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	823,080	797,560	25,520

(注) 有価証券（中間貸借対照表計上額 5,809,443千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第23期中間会計期間（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託 業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	5,519,851	2,517,722	818,038	60,824	8,916,436

２．地域ごとの情報

営業収益（単位：千円）

日本	その他	合計
7,295,553	1,620,883	8,916,436

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（１株当たり情報）

第23期中間会計期間 （自平成24年 4 月 1 日 至平成24年 9 月30日）	
1株当たり純資産額	194,590円04銭
1株当たり中間純利益金額	3,185円14銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	179,211千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	179,211千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為を行うことが禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額 324,279百万円（平成24年9月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

（2）販売会社

	名 称	資本金の額 （平成24年9月末現在）	事業の内容
1	株式会社あおぞら銀行	419,781百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
2	S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
3	楽天証券株式会社	7,495百万円	同 上
4	株式会社S B I 証券	47,937百万円	同 上

（3）運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 （平成24年9月末現在）	事業の内容
1	J P モルガン・アセット・マネジメント（U K ）リミテッド	24百万ポンド	投資運用業務および投資顧問業務を行っています。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

（2）販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

（3）運用委託先の会社

マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

3【資本関係】

受託会社、販売会社および運用委託先の会社との間に直接的な資本関係はありません。

第３【参考情報】

以下の書類を関東財務局長へ提出しております。

平成24年 6 月14日 臨時報告書

平成24年 9 月10日 有価証券報告書

平成24年 9 月10日 有価証券届出書の訂正届出書

平成24年 9 月13日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年 1 月30日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＪＰＭユーロ公社債ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）の平成24年 6 月12日から平成24年12月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰＭユーロ公社債ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）の平成24年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月22日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成24年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月13日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成24年４月１日から平成25年３月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成24年４月１日から平成24年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成24年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年４月１日から平成24年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。